

○厚生労働省令第百七号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第四条の三第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年八月十五日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一劇物の項中第八号の四を第八号の五とし、第八号の三を第八号の四とし、第八号の二を第八号の三とし、第八号の次に次の一号を加える。

八の二　〇―エチルⅡ　Ｓ―プロピルⅡ　「（二E）―二―（シアノイミノ）―三―エチルイミダゾリジン―一―イル」　ホスホノチオアート（別名イミシアホス）及びこれを含む製剤。ただし、〇―エチルⅡ　Ｓ―プロピルⅡ　「（二E）―二―（シアノイミノ）―三―エチルイミダゾリジン―一―イル」　ホスホノチオアート・五％以下を含むものを除く。

別表第一劇物の項第十一号の九中(140)を(141)とし、(45)から(139)までを(46)から(140)までとし、(44)の次に次のように加える。

- (45) (E) ―ニ―〔ニ―(四―シアノフェニル)――〕〔三―(トリフルオロメチル)フェニル〕エチリデン―N―〔四―(トリフルオロメトキシ)フェニル〕ヒドラジンカルボキサミドと(Z)―ニ―〔二―(四―シアノフェニル)――〕〔三―(トリフルオロメチル)フェニル〕エチリデン―N―〔四―(トリフルオロメトキシ)フェニル〕ヒドラジンカルボキサミドとの混合物(―E)―ニ―〔二―(四―シアノフェニル)――〕〔三―(トリフルオロメチル)フェニル〕エチリデン―N―〔四―(トリフルオロメトキシ)フェニル〕ヒドラジンカルボキサミド九〇%以上を含有し、かつ、(Z)―ニ―〔ニ―(四―シアノフェニル)――〕〔三―(トリフルオロメチル)フェニル〕エチリデン―N―〔四―(トリフルオロメトキシ)フェニル〕ヒドラジンカルボキサミド一〇%以下を含有するものに限る。)(別名メタフルミゾン)及びこれを含む製剤

附 則

この省令は、平成十九年九月一日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第十一号の九の改正規定は、

公布の日から施行する。